

県からのお知らせ

- ①高圧ガス保安法の主な制度改正
- ②電子申請・届出(Web)について
- ③その他

①高圧ガス保安法関係の主な制度改正(令和6年度)

(1)例示基準及び内規の改正(4/2施行)

a) 移動の基準(各規則の例示基準)

主な改正概要は次のとおり。詳しくはHP。

- 前方への荷ずれ防止のため、前方に寄せる措置、または木枠等による荷ずれ防止措置をすることを明確化。
- 走行ルートも考慮した発進時・走行時(特に旋回時)・停止時に生じる慣性力に対して十分な対応をすることを記載。(急停止にかかる注意事項も記載)

詳しい内容は、高圧ガス安全協会主催の輸送防災講習会にて説明します。

①高圧ガス保安法関係の主な制度改正(令和6年度)

(1)例示基準及び内規の改正(4/2施行)

b) 火気等の制限(内規、法第37条関係)

スマートフォン、タブレット端末等の電子機器そのものは「火気」に該当しないことを明記。



タブレット等を、日常点検等、スマート保安に利用することができるようになりました。

引き続き、

「可燃性ガスの高圧ガス設備に係る電気設備(照明、ポンプ用モーター、ガス検知器等)は、防爆性能を有する構造である」ことが必要です。(技術上の基準)

①高圧ガス保安法関係の主な制度改正(令和6年度)

(1)例示基準及び内規の改正(4/2施行)

- c) エアゾールの製造にかかる例示基準の改正
- d) 在宅酸素療養にかかる取り扱い(内規)
- e) 空気液化分離装置の高圧ガス製造事業所の保安企画
推進員にかかる特例(内規)
- f) 圧縮水素スタンドにかかる特例(例示基準、内規)
- g) その他

①高圧ガス保安法関係の主な制度改正(令和6年度)

(2)容器保安規則等の一部を改正する省令等 について(6/15施行)

「容器保安規則」「国際相互承認に係る容器保安規則」「一般高圧ガス保安規則」「コンビナート等保安規則」の省令の一部改正。

- ・ 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器の充填可能期限を 15 年から 25 年に延長
- ・ 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にかかる定義の変更や容器の加工の基準の変更、刻印等の方式の変更等（小径の容器を複数連結させたタイプの容器への対応）
- ・ 充填可能期限の起算日の考え方の変更（容器製造段階に行われる耐圧試験に加え、容器製造業者による最終検査の段階を追加） など

②電子申請・届出(Web)

- a) ほとんどの手続きがWebからできます。
- b) 手数料の支払いは、県証紙(郵送)と、クレジットカード払いが選べます。(クレカ払いはR6/2開始)

【クレジットカード払いの概要】

- ① 電子申請システムから、申請する。
- ② 県担当者が確認後、電子申請システムから「お支払いのご案内」メールが届く。
- ③ 電子申請システムで、クレジットカード情報(カード番号、セキュリティコード等)を入力して、支払う。

詳しくは、
「三重県 電子申請 支払い方法」
で検索！

【注意1：支払方法による手続きの選択について】

手数料の支払い方法により、手続きごとにフォームが決まっています。
間違えた場合は、手続きをやり直す必要があります。

① 県証紙で支払う場合

⇒ (電子収納)の記載の「ない」手続きを選択

② クレジットカードで支払う場合

⇒ (電子収納)の記載の「ある」手続きを選択

電子申請画面 サンプル

①

【高圧ガス】製造施設等変更許可申請

受付開始日時 2024年03月29日00時00分
受付終了日時 随時

県証紙で
支払いの
場合

②

【高圧ガス】製造施設等変更許可申請
(電子収納)

受付開始日時 2024年03月29日00時00分
受付終了日時 随時

クレジット
カードで支
払いの場合

操作時間を
延長する

配色を
変更する

AA

【注意2: 添付ファイルの最大容量について】

添付ファイルは、全文書を一括スキャンで「1ファイル」として構いません。

ただし、

電子申請の添付ファイルの最大容量は、ファイル1つあたり最大29MBで、合計で最大100MBです。

ファイル1つで30MBを超えるものは、分割して添付して下さい。

【注意3: ファイルの差し替えについて】

申請、届出等の後、当方で確認して「受理」が完了するまでは、ファイル差し替えを自由に行えますが、「受理」が完了してしまうと、差し替えができなくなります。差し替えが必要な場合は、ご連絡ください。

また、差し替える際は、rev2などとし、「ファイルごと」差し替えてください。

②電子申請・届出(Web)

主な手続きの電子申請実績(R6年4月～R7年2月)

手続き名	総件数	電子申請件数	電子申請率
製造軽微変更届	269	225	83.6%
貯蔵軽微変更届	116	110	94.8%
危害予防規定	17	10	58.8%
総括者等選解任届	209	152	72.7%
保安検査受検届	143	58	40.6%
保安検査結果報告	143	109	76.2%

電子申請(Web対応)手続き一覧

クレジット払いも増えています！

https://www.pref.mie.lg.jp/SHOBO/HP/hpg_elist.htm

※「三重県 高圧ガス 電子申請」で検索

③その他

高圧ガス保安メールマガジンの登録

配信登録は以下のURL、またはQRコードの「登録フォーム」からお願いします。
バックナンバーの閲覧、登録内容の変更、配信停止もここからできます。

https://www1.pref.mie.lg.jp/s_form/hipregas/

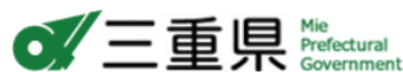


これまでの配信内容は、南海トラフ臨時情報、台風10号情報など緊急情報のほか、法令改正情報、事故情報、高圧ガス保安活動促進週間の関連情報を配信しました。

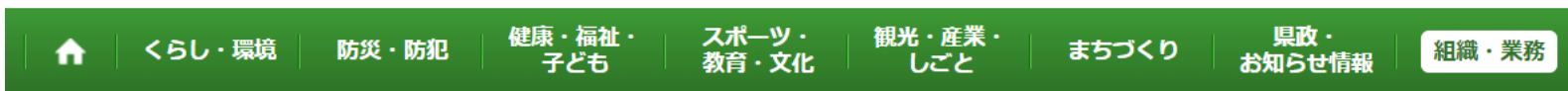
この説明会の開催案内も、メールマガジンにてもご案内しています。

③その他

高圧ガス保安メールマガジンバックナンバー



サイト内検索 Google™カスタム検索 検索



現在位置: [トップページ](#) > [防災・防犯](#) > [防災・緊急情報](#) > [予防・保安 \(ガス・火薬・電気・危険物・石油コンビナート防災\)](#) > [高圧ガス・LPガス](#) > [三重県高圧ガス保安メールマガジン](#)
担当所属: [県庁の組織一覧](#) > [防災対策部](#) > [消防・保安課](#) > [予防・保安班](#)

- 予防・保安 (ガス・火薬・電気・危険物・石油コンビナート防災)
- 火薬・銃
- 危険物
- 高圧ガス・LPガス
- 電気工事士・電気工事業
- 防火管理
- 消防設備
- 総括
- 石油コンビナート防災

高圧ガス保安法関係

いいね! シェアする ポスト LINEで送る 印刷する

三重県高圧ガス保安メールマガジン

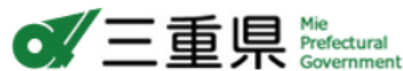
- メールマガジン購読希望の方は[こちら](#)
- [三重県高圧ガス保安メールマガジンNo.6 \(2025年02月03日\)](#)
- [三重県高圧ガス保安メールマガジンNo.5 \(2024年12月26日\)](#)
- [三重県高圧ガス保安メールマガジンNo.4 \(2024年09月24日\)](#)
- [三重県高圧ガス保安メールマガジンNo.3 \(2024年09月11日\)](#)
- [三重県高圧ガス保安メールマガジン号外 \(2024年08月23日\)](#)
- [三重県高圧ガス保安メールマガジンNo.2 \(2024年08月23日\)](#)
- [三重県高圧ガス保安メールマガジン号外「南海トラフ地震臨時情報」について \(2024年08月15日\)](#)
- [三重県高圧ガス保安メールマガジンNo.1 \(2024年07月17日\) 訂正号](#)
- [三重県高圧ガス保安メールマガジン号外「南海トラフ地震臨時情報」について \(2024年08月09日\) 訂正号](#)

※ 法令解説など、今後のメールマガジンでの配信希望のテーマやコンテンツがあれば、説明会アンケートのその他欄にご記載下さい。

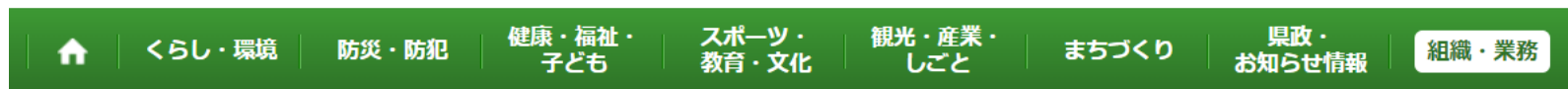
希望が多ければ、シリーズでの定期配信なども検討します。

③その他

各種法令手続きの案内(三重県WEBサイト)



サイト内検索 Google™ カスタム検索 検索



現在位置: トップページ > 防災・防犯 > 防災・緊急情報 > 予防・保安(ガス・火薬・電気・危険物・石油コンビナート防災) > 高圧ガス・LPガス
担当所属: 県庁の組織一覧 > 防災対策部 > 消防・保安課

予防・保安(ガス・火薬・電気・危険物・石油コンビナート防災)

- 火薬・銃
- 危険物
- 高圧ガス・LPガス
- 電気工事士・電気工事業
- 防火管理
- 消防設備
- 総括
- 石油コンビナート防災

いいね! シェアする ポスト LINEで送る 印刷する

高圧ガス・LPガス

- [高圧ガス、液化石油ガス等にかかる電子届出・申請の一覧 \(令和07年02月26日\)](#)
- [近年の高圧ガス・液化石油ガス事故の発生状況について \(令和07年02月12日\)](#)
- [液化石油ガス・保安機関の認定に関する手続き \(令和07年02月03日\)](#)
- [液化石油ガス・貯蔵施設、特定供給設備に関する手続き \(令和07年02月03日\)](#)
- [液化石油ガス・販売事業の登録に関する手続き \(令和07年02月03日\)](#)
- [令和6年度「高圧ガス製造事業者保安検査説明会」及び「コンプライアンス研修会」 \(令和06年12月26日\)](#)
- [LPガス運搬車の導入に係る申請手数料の誤徴収について \(令和06年12月14日\)](#)
- [高圧ガス容器検査所\(登録\)事業者一覧 \(令和06年10月01日\)](#)

コンテンツの内容

- ・ 製造関係手続き
- ・ 貯蔵関係手続き
- ・ 販売関係手続き
- ・ 消費関係手続き
- ・ 輸入関係手続き
- ・ 事故件数、事例等
- ・ ほか

※更新により表示順が変わります。最新が上にきます。

③その他

WEB相談、WEB会議

ZOOM、TEAMS等を活用したオンラインによる事前相談の対応も随時受付しますので、ご利用ください。

来庁して頂く案件と、WEBで相談する案件を上手に選択して頂き、ご希望の相談方法を選択してください。

※最近、電子メール（shobo@pref.mie.lg.jpあて）に頂いていても、気づかず返事が遅れることがあります。お急ぎの場合は、メール送信した旨を、お電話頂けると幸いです。

③その他

最低限、持っていて頂きたい資料(問い合わせ時、使用します)



高圧ガス保安法規集
(第22次改訂版)



高圧ガス保安法令関係通
達集(第3次改訂版)



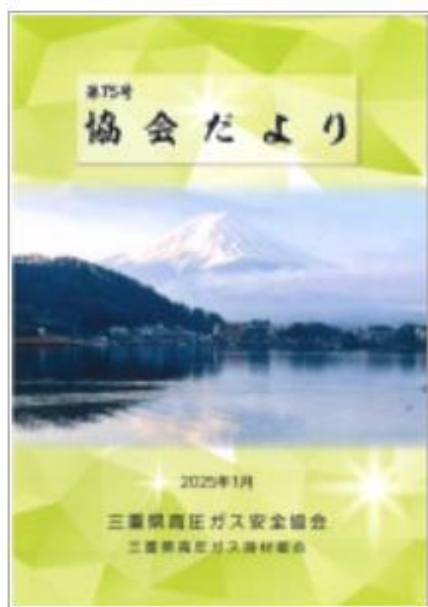
高圧ガス保安法令関係
例示基準資料集(第
10次改訂版)

※三重県高圧ガス安全協会で販売中(059-346-1009)

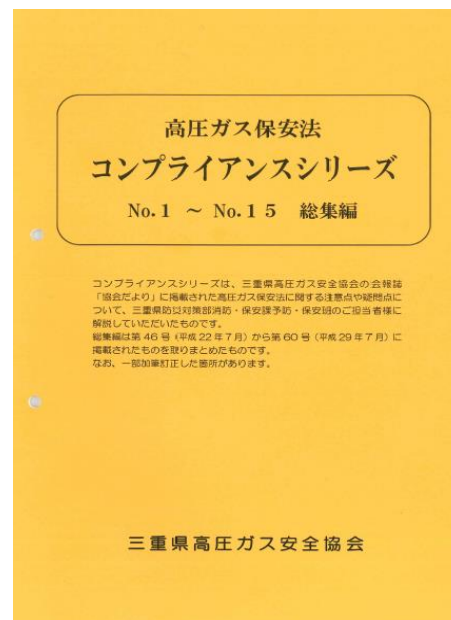
③その他

高圧ガス保安法コンプライアンスシリーズ(No.1～継続中)

三重県担当者が執筆、安全協会が協会市に掲載及びバックナンバー(1-15)を再販



協会だより WEB掲載中
(第75号 最新)



バックナンバー(1-15)
販売価格 1冊700円(会員500円)

※協会だよりは現在、
第65号～75号が閲覧可
コンプライアンスシリーズ
No.20～26が掲載
No.16～No.19の内容を知
りたい方は、協会へお問合せ
ください。

※三重県高圧ガス安全協会で販売中(059-346-1009)

③その他

高圧ガス保安法コンプライアンスシリーズ(No.1～継続中)

バックナンバー(1-15)のタイトル

No.	タイトル	掲載号(発行年月)	ページ
1	「承継」それとも「許可」?	第46号(平成22年7月)	1
2	「承継」それとも「許可」?(その2)	第47号(平成23年1月)	3
3	『フレキシブルチューブ』に係る手続き	第48号(平成23年7月)	6
4	『安全弁の作動検査周期』	第49号(平成24年1月)	10
5	変更工事を行った高圧ガス製造施設の使用開始の時期	第50号(平成24年7月)	13
6	容器への高圧ガスの充てん	第51号(平成25年1月)	16
7	耐震設計が必要な塔槽類・配管	第52号(平成25年7月)	20
8	重要度と耐震性能	第53号(平成26年1月)	26
9	適用除外となる圧縮空気	第54号(平成26年7月)	30
10	外径45mm未満の配管の変更工事に伴う耐震評価	第55号(平成27年1月)	33
11	液化ガスと高圧ガス	第56号(平成27年7月)	35
12	製造、貯蔵、消費に係る手続き	第57号(平成28年1月)	41
13	付属冷凍設備に係る手続きは要注意!!	第58号(平成28年7月)	47
14	フレキシブルチューブは全数耐圧試験が必要です	第59号(平成29年1月)	52
15	液化ガスと高圧ガス(その2)	第60号(平成29年7月)	55

※協会だよりは現在、第65号～75号が協会のWEBサイトで閲覧可。コンプライアンスシリーズNo.20～26が掲載されています。No.16～No.19の内容を知りたい方、協会へお問合せください。

※協会だより(バックナンバー)の在庫がある場合は、購入できます。

③その他

高圧ガス保安法の基礎シリーズ（KHKホームページに掲載）



文字サイズ 背景色

[採用情報](#) [ISO審査センター](#) [English](#)
[会員登録の変更はこちら](#)

[会員ログイン](#)

[お問合せ](#)



協会案内

検査・認定等

資格試験・講習

技術基準作成

研究開発

出版物・情報提供

ホーム > 出版物・情報提供 > 出版物・保安用品等 > 機関誌『高圧ガス』 > 高圧ガス保安法、液石法基礎シリーズ

出版物・情報提供

出版物・保安用品等

▶ オンライン講習で使用するテキスト等のご案内

▶ 水素関連図書

▶ 法令・講習関係図書

高圧ガス保安法、液石法基礎シリーズ

機関誌『高圧ガス』のバックナンバーから会員でない方にも一部記事をご覧いただけます。現在は、高圧ガス保安法の基礎シリーズ、液化石油ガス法の基礎シリーズを掲載しております。

[ご利用条件について](#)

● 高圧ガス保安法の基礎シリーズ

③その他

高圧ガス保安法の基礎シリーズ（KHKホームページに掲載）

- 第1回 [高圧ガス保安法と液化石油ガス法](#) 
掲載号：2017年8月号／鈴木則夫（高圧ガス保安協会）
- 第2回 [高圧ガス～「圧縮ガス」と「液化ガス」など](#) 
掲載号：2017年9月号／山本修一氏（元千葉県）
- 第3回 [高圧ガスの製造について（1）](#)  訂正箇所（図3）の詳細は、[こちら](#) |
掲載号：2017年10月号／山本修一氏（元千葉県）
- 第4回 [高圧ガスの製造について（2）](#) 
掲載号：2017年11月号／山本修一氏（元千葉県）
- 第5回 [第一種貯蔵所と第二種貯蔵所](#) 
掲載号：2017年12月号／中条孝之氏
（三重県防災対策部 消防・保安課 予防・保安班 専門主幹）
- 第6回 [高圧ガスの販売と貯蔵](#) 
掲載号：2018年1月号／鈴木則夫（高圧ガス保安協会）
- 第7回 [高圧ガスの輸入と移動](#) 
掲載号：2018年2月号／山田孝志氏（元岡山県）
- 第8回 [高圧ガスの貯蔵と消費](#) 
掲載号：2018年3月号／中条孝之氏
（三重県防災対策部 消防・保安課 予防・保安班 専門主幹）

※ 基礎的な内容がわかりやすく、掲載されています。

事業所における保安教育等にぜひご活用下さい。

※ 三重県職員も執筆しています。